

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	和光市 後期高齢者医療人間ドック検診費補助金交付申請内容審査に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、後期高齢者医療人間ドック検診費補助金交付申請内容審査に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

和光市長

## 公表日

令和2年11月11日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療人間ドック検診費補助金交付申請内容審査に関する事務
②事務の内容	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年埼玉県後期高齢者医療広域連合条例第24号)第3条による健康診査に関し、和光市後期高齢者医療人間ドック検診費補助金交付要綱(平成22年告示第39号)による後期高齢者医療被保険者への人間ドックの費用の一部補助に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査、費用の補助及びその申請等に対する応答に関する事務。
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 1万人以上10万人未満 ]</div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満</p> </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療被保険者の資格状況の管理を行う機能。</li> <li>・広域連合から受領する各種情報を取り込む機能。 (被保険者異動情報、保険料情報)</li> <li>・広域連合に送付する各種情報を作成する機能。 (住民移動情報、賦課期割情報、収納情報、所得情報)</li> <li>・広域連合より受領した保険料情報を取り込み、期割りを行う機能。</li> <li>・納付書・通知書発行機能: 賦課が発生した世帯に対して通知する文書を発行する機能。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</div> <div style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</div> </div>
システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
1.保険料情報ファイル 2.保険料期割情報ファイル 3.特別徴収基本ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の10の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健福祉部健康保険医療課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1.保険料情報ファイル 2.保険料期割情報ファイル 3.特別徴収基本ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・75歳に到達した住民全て
その必要性	後期高齢者医療の適正な資格情報の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・住民票関係情報:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・年金給付関係情報:保険料を天引きする年金を判定するために保有</li> <li>・地方税関係情報:賦課算出の根拠とするために保有</li> <li>・介護保険関係情報:特別徴収判定を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	保健福祉部健康保険医療課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 埼玉県広域連合 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	後期高齢者医療被保険者情報および保険料情報の管理								
④使用の主体	使用部署	保健福祉部健康保険医療課							
	使用者数	[ 10人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	I 後期高齢者医療被保険者情報の管理 ・ 後期高齢者医療被保険者の資格の取得および喪失情報の管理を行う。 II 保険料情報の管理 ・ 広域連合から受領した保険料情報の管理を行う。 III 住民への賦課額の通知及び納付書を作成 ・ 算出した保険料額を住民へ通知し、保険税(料)の納付を行うための納付書を作成する。								
情報の突合	(1) 住民情報と突合して被保険者の確認を行う。 (2) 地方税関連情報と突合して所得の確認を行う。 (3) 介護の情報と突合して、特別徴収の判断を行う。 (4) 収納情報と突合して、納付証明書の作成を行う。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システムの保守・運用	
①委託内容	システムの保守・運用、一括処理等の委託	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





移転先1	住民記録システム
①法令上の根拠	住民基本台帳法第七条 十の二
②移転先における用途	住民票に記載を行うため。
③移転する情報	後期高齢被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館を管理している建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1.保険料情報ファイル

被保険者番号 算定団体コード 賦課年度 相当年度 履歴番号 通知書番号 翌年度通知書番号 賦課管理番号  
市区町村特別保険料 過年分保険料額 不均一賦課地区コード 暫定確定賦課フラグ 申告区分 通知書発送要否フラグ  
資格取得年月日 資格喪失年月日 広域内転居取得年月日 広域内転居喪失年月日 賦課事由コード 賦課事由  
賦課決定年月日 期割更正事由コード 期割更正事由 期割更正日 所得割率 所得金額 所得割額 均等割額  
算出額 賦課期日 減額区分 軽減額 限度超過額 年保険料額 月数 月割減額 特別軽減区分 月別資格情報  
賦課期日2 減額区分2 軽減額2 限度超過額2 年保険料額2 月数2 月割減額2 特別軽減区分2 月別資格情報2  
減免額 後期高齢者保険料 賦課のもととなる所得金額(変更前) 賦課のもととなる所得金額(変更前)  
所得割額(変更前) 均等割額(変更前) 算出額(変更前) 賦課期日(変更前) 減額区分(変更前) 軽減額(変更前)  
限度超過額(変更前) 年保険料額(変更前) 月数(変更前) 月割減額(変更前) 特別軽減区分(変更前)  
月別資格情報(変更前) 賦課期日2(変更前) 減額区分2(変更前) 軽減額2(変更前) 限度超過額2(変更前)  
年保険料額2(変更前) 月数2(変更前) 月割減額2(変更前) 特別軽減区分2(変更前) 月別資格情報2(変更前)  
減免額(変更前) 後期高齢者医療保険料(変更前) 所得割軽減額 所得割減額区分 所得割軽減額(変更前)  
所得割減額区分(変更前) 予備

2.保険料期割情報ファイル

科目コード 科目詳細コード 被保険者番号 算定団体コード 期割団体コード 現年過年区分 賦課年度 相当年度  
通知書番号 論理期別 履歴番号 年月 納税義務者個人番号 更正日 保険料 不納欠損額 公示伝達区分

3.特別徴収基本ファイル

被保険者番号 算定団体コード 賦課年度 相当年度 履歴番号 通知書番号 補足年度 特徴対象者個人番号  
特徴状態 基礎年金番号 特徴徴収義務者コード 年金コード 特徴開始月 特徴開始期別 特徴終了月  
特徴終了期別 特徴中止事由 仮徴収変更区分1 仮徴収変更区分2 仮徴収変更区分3 特徴徴収義務者コード4~8月  
年金コード4~8月 特徴徴収義務者コード10~2月 年金コード10~2月 特徴依頼日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
1.保険料情報ファイル 2.保険料期割情報ファイル 3.特別徴収基本ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。</li> <li>・市内または他市町村から情報を入手する際も、被保険者以外の情報を入手しないようチェックを行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システムでは権限の管理を行っており、ICカード毎に対象ユーザーに必要な業務権限のみ付与している。</li> <li>・取込用にデータ化したものについては、利用後にすぐ削除し、他への利用は出来ないようにしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御</li> <li>・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御</li> <li>・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保義務</li> <li>・業務履行場所(事業所等)からの特定個人情報の持ち出し禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・再委託の条件</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</li> <li>・契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄</li> <li>・特定個人情報を取扱う従業員の明確化</li> <li>・従業員に対する教育、監督</li> <li>・契約内容の遵守状況についての報告</li> <li>・市職員による受託者(再委託先を含む)に対する現地調査、監査の受け入れ</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書に委託業務に従事する従業員数を必要最小限に限定することを規定している。</li> <li>・委託先へ提供した資料を電子データ化する際に扱った従業員、日時、処理内容等を管理し、契約満了時に報告することを契約内容に含めている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	和光市特定個人情報の保護に関する管理規程に基づき、保護管理者の指示に従い行う。また、定期的に特定個人情報取扱に関する研修を行い取扱いに関する意識啓発を行っている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	市の承諾を得る手を怠って委託先が再委託及び再々委託を行っていた。		
再発防止策の内容	契約事項遵守の徹底及び対象業務の内製化、再委託のチェック強化、再委託に係るルールの周知		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が保有されているサーバの設置場所は、委託先のIDCで管理している。また、副サーバは監視カメラやICカードでの入退室管理を行っている。</li> <li>・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御</li> <li>・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス</li> <li>・端末PCについては、画面の盗み見防止フィルターの利用</li> <li>・端末設置場所、記録媒体・紙媒体の保管場所について施錠管理を行っている。</li> <li>・使用する端末にウイルス対策ソフトを導入している。</li> <li>・端末のUSBポートは、許可しないUSB機器を接続できない仕組みを端末に導入している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。			

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・業務外利用の禁止等や業務情報の漏えい等について、定期的にセキュリティ対策に関する研修を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	和光市役所総務部情報推進課情報統計担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9092
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	本市ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	和光市役所総務部情報推進課情報システム担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9090
②対応方法	・問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の拾代な事案に対する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	



